

【表紙】

【提出書類】 半期報告書の訂正報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成21年3月3日

【中間会計期間】 第49期中（自平成18年11月21日至平成19年5月20日）

【会社名】 北恵株式会社

【英訳名】 KITAKEI CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 北村 良一

【本店の所在の場所】 大阪府中央区南本町三丁目6番14号 イトウビル

【電話番号】 (06)6251 - 1161（代表）

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営統括本部長 北村 誠

【最寄りの連絡場所】 大阪府中央区南本町三丁目6番14号 イトウビル

【電話番号】 (06)6251 - 1161（代表）

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営統括本部長 北村 誠

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1 【半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年1月16日に提出いたしました第49期中（自平成18年11月21日 至平成19年5月20日）半期報告書の訂正報告書の中間連結財務諸表、中間財務諸表及び第48期中（自平成17年11月21日 至平成18年5月20日）の中間財務諸表に対する監査を受けておりましたが、このたび中間監査報告書を受領いたしましたので、訂正後の第49期中の中間連結財務諸表、中間財務諸表に対する中間監査報告書及び訂正後の第48期中の中間財務諸表に対する中間監査報告書を添付し、本訂正報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第1部 【企業情報】

第5 【経理の状況】

2 監査証明について

訂正報告書の当期中間連結財務諸表に対する中間監査報告書の添付
訂正報告書の前期中間財務諸表に対する中間監査報告書の添付
訂正報告書の当期中間財務諸表に対する中間監査報告書の添付

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

（訂正前）

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、当中間連結会計期間(平成18年11月21日から平成19年5月20日まで)並びに第48期事業年度の中間会計期間(平成17年11月21日から平成18年5月20日まで)及び第49期事業年度の中間会計期間(平成18年11月21日から平成19年5月20日まで)の中間連結財務諸表及び中間財務諸表について、新日本監査法人により中間監査を受けております。

（訂正後）

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、当中間連結会計期間(平成18年11月21日から平成19年5月20日まで)並びに第48期事業年度の中間会計期間(平成17年11月21日から平成18年5月20日まで)及び第49期事業年度の中間会計期間(平成18年11月21日から平成19年5月20日まで)の中間連結財務諸表及び中間財務諸表について、新日本監査法人により中間監査を受けております。

なお、当中間連結会計期間(平成18年11月21日から平成19年5月20日まで)並びに第48期事業年度の中間会計期間(平成17年11月21日から平成18年5月20日まで)及び第49期事業年度の中間会計期間(平成18年11月21日から平成19年5月20日まで)の半期報告書の訂正報告書を提出しておりますが、訂正後の中間連結財務諸表及び中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人より監査を受け、改めて中間監査報告書を受領しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年2月27日

北恵株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 増 田 豊

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 堀 裕 三

当監査法人は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている北恵株式会社の平成18年11月21日から平成19年11月20日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年11月21日から平成19年5月20日まで）に係る訂正報告書の中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、北恵株式会社及び連結子会社の平成19年5月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年11月21日から平成19年5月20日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は中間連結財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の中間連結財務諸表について再度監査を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年2月27日

北恵株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 増田 豊

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 堀 裕 三

当監査法人は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている北恵株式会社の平成17年11月21日から平成18年11月20日までの第48期事業年度の中間会計期間（平成17年11月21日から平成18年5月20日まで）に係る訂正報告書の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、北恵株式会社の平成18年5月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成17年11月21日から平成18年5月20日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は中間財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の中間財務諸表について再度監査を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年2月27日

北恵株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 増田 豊

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 堀 裕三

当監査法人は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている北恵株式会社の平成18年11月21日から平成19年11月20日までの第49期事業年度の間会計期間（平成18年11月21日から平成19年5月20日まで）に係る訂正報告書の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、北恵株式会社の平成19年5月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年11月21日から平成19年5月20日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は中間財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の中間財務諸表について再度監査を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。